

# 医療費控除を受けるには？



支払った医療費の領収書を添付すればいいのかな？

領収書では受付できません。  
必ず医療費控除の明細書を作成してください。



医療費控除の明細書はどうやって作ればいいの？

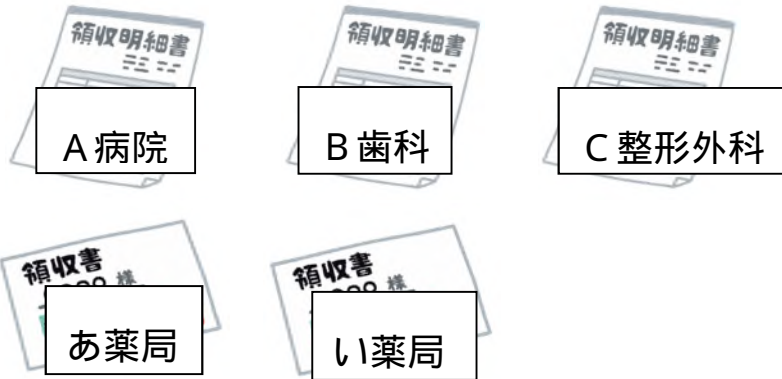
つづき

# 領収書のみで明細書を作成する場合

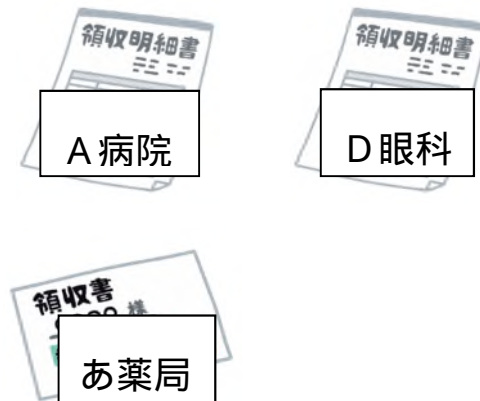
医療を受けた人

病院・薬局ごと に分けて1年分を集計する

岡崎太郎さん



岡崎花子さん



\* 年を混ぜない (領収日: 1/1 ~ 12/31)

\* 人を混ぜない

\* 予防接種、個室代、検診料を入れない

\* 病院と薬局は別にする

\* 日付順にしなくてもよい

\* 公共交通機関の交通費は、まとめて記入する

高額療養費、医療保険等  
補てんがある時、記入。  
なければ記入しない

## 令和〇年分 医療費控除の明細書

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 岡崎市十王町2 - 9

氏名 岡崎 太郎

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。  
医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の  
6項目が記載されたものをいいます。  
(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(1)のうちその年中に (2) 実際に支払った医療費の額	(2)のうち生命保険 (3) や社会保険などで 補填される金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

〔 被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称 〕

### 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(4)のうち生命保険 (5) や社会保険などで補填される金額
岡崎 太郎	A病院	☑ 診療・治療 医薬品購入	158,000 円	23,000 円
"	B 歯科	☑ 診療・治療 医薬品購入	8,590 円	
"	C 整形外科	☑ 診療・治療 医薬品購入	3,620 円	
"	あ薬局	☑ 診療・治療 医薬品購入	24,000 円	
"	い薬局	☑ 診療・治療 医薬品購入	2,080 円	
岡崎 花子	A病院	☑ 診療・治療 医薬品購入	9,300 円	
"	D眼科	☑ 診療・治療 医薬品購入	5,630 円	
"	あ薬局	☑ 診療・治療 医薬品購入	5,450 円	
岡崎 太郎	バス東岡崎~病院前3回	☑ 診療・治療 医薬品購入	1,800 円	
岡崎 花子	バス東岡崎~病院前2回	☑ 診療・治療 医薬品購入	1,200 円	
			㉚ 219,670 円	㉛ 23,000 円
医療費の合計			A ㉚+㉛ 219,670 円	B ㉜+㉝ 23,000 円

医療費控除を申告する場合、この明細書は申告書と一緒に

公共交通機関の交通費は  
まとめて記入します

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 219,670 円	A
保険金などで補填される金額	23,000	B
差引金額 (A - B)	196,670	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E
Eと10万円のいずれか 少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G

〔 申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉗医療費控除欄に転記します。 〕

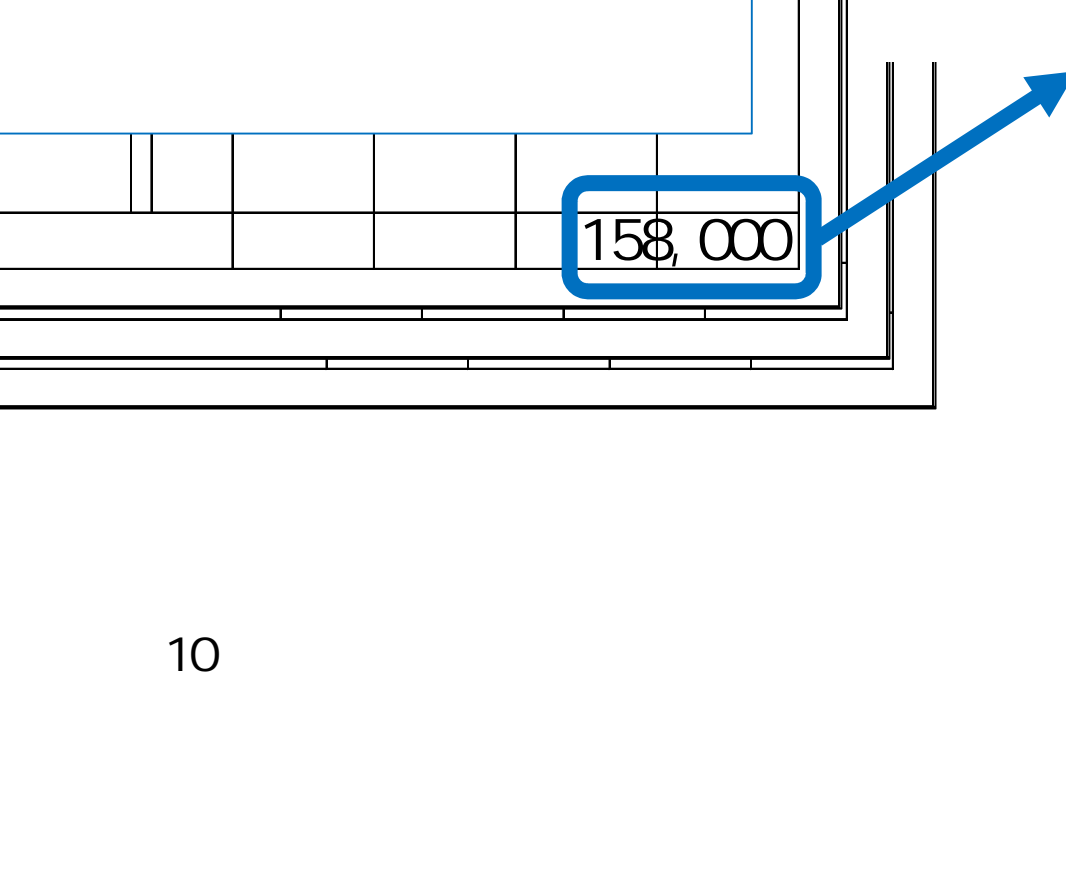
〔 申告書表面の「2 所得金額」欄の金額を転記します。  
(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。  
・退職所得及び山林所得がある場合...その所得金額  
・ほかに申告分離課税の所得がある場合...その所得金額  
(特別控除前の金額) 〕

〔 申告書表面の「4 所得から差し引かれる金額」の㉘医療費控除欄に転記します。 〕

分からなければ  
空欄で結構です

# 医療費通知を添付して明細書を作成する場合

医療費のお知らせ							氏名
令和 年9月から令和 年10月							
診療を受けた方	診療年月	医療機関名		医療費の総額	国保が支払った金額	国・地方自治体が支払った金額	患者負担額
<b>患者負担額の合計</b> または <b>加入者の医療費の支払い額の合計</b>							
合 計							158,000



\* 「診療年月」が昨年のもので合計してください。

\* 「医療費のお知らせ」は10月分まで載っていることが多いです。

11,12月分は、前ページのように領収書を集計して記入してください。

「医療費のお知らせ」と「医療費控除の明細書」は必ず一緒に提出してください。

高額療養費、医療保険等補てんがある時、記入。なければ記入しない

## 令和〇年分 医療費控除の明細書

この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 岡崎市十王町2 - 9

氏 名 岡崎 太郎

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

医療費通知に記載された医療費の額 (1)	(1)のうちその年中に (2) 実際に支払った医療費の額	(2)のうち生命保険 (3) や社会保険などで補填される金額
円	円 158,000	円 23,000

被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者等の名称

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

### 2 医療費(上記1以外)の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分		(4) 支払った医療費の額	(4)のうち生命保険 (5) や社会保険などで補填される金額
岡崎 太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療	介護保険サービス	9,400	5,000
		医薬品購入	その他の医療費		
岡崎 花子	D眼科	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療	介護保険サービス	800	
		医薬品購入	その他の医療費		
岡崎 太郎	バス東岡崎~病院前1回	診療・治療	介護保険サービス	600	
		医薬品購入	<input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費		
		診療・治療	介護保険サービス		
		医薬品購入	その他の医療費		
		診療・治療	介護保険サービス		
		医薬品購入	その他の医療費		
		診療・治療	介護保険サービス		
		医薬品購入	その他の医療費		
		診療・治療	介護保険サービス		
		医薬品購入	その他の医療費		
		診療・治療	介護保険サービス		
		医薬品購入	その他の医療費		
2の合計				10,800	5,000

公共交通機関の交通費はまとめて記入します

医療費控除を申告する場合、この明細書は申告書と一緒に

医療費の合計	A	②+④ 168,800 円	B	①+⑤ 28,000 円
--------	---	---------------	---	--------------

### 3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	168,800 円	A	申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑦医療費控除欄に転記します。
保険金などで補填される金額		28,000	B	
差引金額	(赤字のときは0円)	140,800	C	申告書表面の「2 所得金額」欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合...その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合...その所得金額 (特別控除前の金額)
所得金額の合計額			D	
D × 0.05	(赤字のときは0円)		E	申告書表面の「4 所得から差し引かれる金額」の⑦医療費控除欄に転記します。
Eと10万円のいずれか少ない方の金額			F	
医療費控除額	(最高200万円、赤字のときは0円)	(C - F)	G	

分からなければ空欄で結構です

	医療費控除の対象になるもの	医療費控除の対象にならないもの
入院 通院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師による診療、治療</li> <li>・入院費(入院中に病院で支給される食事を含む)</li> <li>・入院、通院のための交通費(公共交通機関またはそれらによる移動が困難な場合のタクシー代、一人での通院が危険な場合の付添人のものを含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己都合で希望した差額ベッド代</li> <li>・病院外から自費で取り寄せた食事</li> <li>・入院時の寝具、洗面具等の費用</li> <li>・自家用車で通院したときのガソリン代、駐車場代</li> </ul>
歯科 眼科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・眼科医、歯科医による診療、治療</li> <li>・歯科矯正(不正咬合による健康被害改善のため)</li> <li>・医師が治療等に必要だと判断したメガネ、コンタクトレンズ、補聴器などの購入</li> <li>・レーシック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科矯正(美容整形のため)</li> <li>・一般的なメガネ、コンタクトレンズ、補聴器などの購入</li> </ul>
医薬品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガや病気の治療のために薬局で購入した医薬品(医薬品に該当する漢方薬を含む)</li> <li>・医師等の処方や指示によって購入した医薬品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局で購入した常備薬</li> <li>・疲労回復、健康増進のためのサプリメント</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断費用(異常があり、治療に繋がったもの)</li> <li>・文書料(紹介状に係るもの)</li> <li>・予防接種(B型肝炎患者の同居親族で医師の指示によるもの)</li> <li>・新型コロナウイルスのPCR検査(医師の指示によるもの、自身の判断によるもので陽性だったもの)</li> <li>・通院に必要な義手、義足、松葉杖などの購入</li> <li>・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師(免許を有する者)による施術の対価</li> <li>・6か月以上寝たきりの人のおむつ代(医師による使用証明書があるもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診断費用(異常がなかったもの)</li> <li>・文書料(診断書に係るもの)</li> <li>・予防接種(直接治療に必要なものを除く)</li> <li>・新型コロナウイルスのPCR検査(自身の判断によるもので陰性だったもの)</li> <li>・療養中に使用する電動ベッドやマットレスなど、医師等による診療等を受けるために直接必要でないものの購入</li> </ul>

質問	回答
親族の医療費を代わりに支払った場合、自分の控除に使うことができますか？	6親等内の血族または3親等内の姻族で同一生計の者に係る医療費であれば、控除として使うことができます。
まだ補てん額が確定していない医療費がある場合、どのように申告すれば良いですか？	補てん額の見込額を医療費から差し引いて申告し、後日その見込額が誤っていた場合、申告を修正してください。
入院等に対して支払われた保険金額がその医療費を超えた場合、他の医療費から差し引く必要がありますか？	保険金額は補てんの対象となる医療費と相殺して、それを超えた金額については他の医療費から差し引く必要はありません。
遠隔地の医師の治療を受けるための通院費、宿泊費は控除の対象になりますか？	その病院でなければならない合理的な理由があれば、遠隔地への通院費は控除の対象になりますが、ホテルや旅館への宿泊費は控除の対象になりません。